



122-101

「日韓友好条約案要綱」について
 二七、二、五
 条にサンフランシスコにおいて調印された日本国との平和条約第二
 条により、日本は朝鮮の独立を認め、速かに両国の友好関係に基
 くに国際諸事項を明確に協定するから速かに両国の友好関係に基
 基本同条約第二十一條によつて、朝鮮は連合国ではないが、同条約
 第四條第一項請求權の処理に關する特別取極および海底電線の分
 割第九條一漁業協定の交渉の開始（および第十二條一通航海条
 約交渉の開始、漁業協定の交渉の開始）の利益を受け得ることになつ
 た。
 条によつて両国の友好関係を律すると共に最少限度右諸項目を含む
 条約を締結する必要がある。

日韓友好条約案要綱 (二七、二、五)

前文 相互に相手国の政治的独立と領土保全の尊重を約し、永続的友好關係維持の決意を表明すると共に、和協の精神と衡平の原則に基いて両国間懸案の解決を企図すること。

本文

- 一 国際連合憲章の目的と原則に従い、友好的に協力すること。
- 二 外交及び領事關係を確立すること。
- 三 平和条約第十二条に基き、通商航海条約締結の交渉に速かに入るものとすも、右締結に至るまでの間暫定的措置を講ずること。
- 四 太平洋戦争終結直前から引続き日本に在留する韓人の国籍を確認すること。
- 五 右韓人の国籍変更より生ずる事態に対し過渡的措置を講ずる為、別に協定を締結すること。
- 六 平和条約第四条(四)に規定する両国および両國民の財産および請求権の処理について正義と衡平の原則に従い迅速に解決するること。
- 七 平和条約第四条(四)に規定する海底電線線の分割について速に交渉を開始すること。
- 八 自由かつ平等の立場において漁業の保存及び発展のために公海における漁獵の制限又は規制を規定する協定を締結すること。